

横浜市政記者、横浜ラジオ・テレビ記者各位

教職員の懲戒処分の修正について

教育委員会では、平成18年1月26日、当時、飲酒運転をした戸塚中学校教諭に対し懲戒免職処分を行い、公表をしました。

この処分について、被処分者が横浜市人事委員会への不服申立てを行い、市人事委員会の裁決書を平成20年3月24日に受理いたしました。当該裁決により、原処分が修正されましたので、次のとおり修正内容等を公表します。

1 処分の修正内容等

(1) 修正内容

| 原処分 | 修正後の処分内容 |
|------|---|
| 懲戒免職 | 停職6月 (停職期間：平成18年1月27日から 平成18年7月26日まで) |

(2) 修正日

平成20年3月24日(月)

(3) 修正に伴う被処分者身分の取扱

市人事委員会の裁決の結果、免職処分となった被処分者の身分は、処分時にさかのぼって回復しました。

【原処分の概要：平成18年1月26日公表】

| | |
|-------|---|
| 所 属 | 横浜市立戸塚中学校 |
| 被処分者 | 教諭 40歳代(処分時) |
| 処 分 日 | 平成18年1月26日(木) |
| 処分内容 | 懲戒免職 |
| 概 要 | 当該教諭は、平成17年12月15日、帰宅後、ビールコップ1杯とウィスキー水割り2杯を飲酒したにもかかわらず、1時間半後に、迎えに来てほしいとの家族からの連絡に応じて、自宅最寄り駅まで車を運転したところ、午後9時すぎに旭区笹野台にて酒気帯び運転で検挙された。その後、1月16日に保土ヶ谷簡易裁判所にて罰金20万円の判決を受けた。 |

(裏面あり)

2 おしお けんいち 押尾 賢一 教育長コメント

人事委員会の裁決は真摯に受け止めたいと思います。今後も教育委員会としましては、教職員による飲酒運転の根絶に努めてまいります。

参考

○不服申立

懲戒処分を受けた職員は、処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に人事委員会に対して、不服申立をすることができます。（地方公務員法第49条の2・3）

人事委員会は、申立てに対して、処分の承認、処分の修正、処分の取消し、いずれかの裁決を行います。（地方公務員法第50条）

○人事委員会の修正の裁決

教育委員会が行った原処分は、人事委員会の裁決のとおり修正され、裁決に従った効力を生ずることとなります。

○教育公務員に適用する懲戒処分の標準例・処分量定一覧（平成16年7月13日教育委員会決定）

飲酒運転・・・免職（飲酒運転は原則として免職。ただし、特段の事情がある場合には、停職とすることができる。）

○停職処分の期間

小中学校教員に対してできる停職処分の期間は、神奈川県条例により、1日以上6月以下とされています。